

特定非営利活動法人宮崎文化本舗 役員報酬規程

（目的）

第1条 この規定は、特定非営利活動法人宮崎文化本舗（以下「この法人」という。）定款第19条の規定に基づき、法人役員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

（役員）

第2条 この規定で定める役員とは、この法人の理事及び監事とする。

（報酬）

第3条 役員の報酬については、総会の承認を得て、支給することができる。

2 役員の報酬額は、総会において決定した額とする。

（報酬の支給日）

第4条 役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

（補則）

第5条 この規定に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規定は、平成13年4月1日より施行する。